

通所介護（デイサービス） 重要事項説明書

社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会
溝口通所介護事業所

重 要 事 項 説 明 書

あなたに対する通所介護サービスの提供開始に当たり、鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業概要

法 人 名	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会
法 人 所 在 地	鳥取県西伯郡伯耆町大殿 1 0 1 0 番地
電 話 番 号	0 8 5 9 - 6 8 - 4 6 3 5
代 表 者 氏 名	会 長 景 山 良 一

2. 事業所の概要

事 業 の 種 類	指定通所介護事業
事 業 所 の 名 称	溝口通所介護事業所
指 定 事 業 所 番 号	3 1 7 1 5 0 0 6 2 6
利 用 定 員	3 0 人
所 在 地	鳥取県西伯郡伯耆町溝口 281 番地 2
電 話 番 号	0 8 5 9 - 6 3 - 0 6 6 6
管 理 者	片 岡 真 由 美
開 設 年 月 日	平成 1 7 年 2 月 1 日
通 常 の 事 業 実 施 区 域	伯耆町、南部町、日吉津村及び米子市

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	指定通所介護は、介護保険法令に従いご契約者（利用者）がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的として、サービスを提供します。
運営方針	要介護者等の心身の特性を踏まえて、本人や家族の意向等を基に介護が必要な方のサービスが適切に利用出来るように便宜を図ることを方針とします。

4. 職員の体制

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1 名	・ 本事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う
生活相談員	1 名以上	・ 本事業所の利用申し込みに係る調整 ・ 他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導 ・ 通所介護計画の作成等
看護職員	1 名以上	・ 健康チェック、養護、機能訓練等に関すること ・ 医療機関等他の機関との連絡調整
介護職員	2 名以上	・ 入浴、食事、排泄等の介護に関すること ・ 送迎介助に関すること
機能訓練指導員	1 名以上	・ 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言

5. 営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日（1 月 1 日～1 月 3 日を除く）
営 業 時 間	月曜日～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

○上記以外の時間を希望されるときはご相談ください。

6. サービス利用料金

下記の利用料金表によって、ご利用者の要介護状態に応じたサービス利用料金から介護給付額を除いた金額（自己負担割合に応じた額）をお支払いください。

サービス料金は、ご利用者の要介護度、希望されるサービス内容によって異なります。

厚生労働省の基準額：通常規模の単独型施設

	2～3 時間 未満	3～4 時間 未満	4～5 時間 未満	5～6 時間 未満	6～7 時間 未満	7～8 時間 未満
要介護 1	272 単位	370 単位	388 単位	570 単位	584 単位	658 単位
要介護 2	311 単位	423 単位	444 単位	673 単位	689 単位	777 単位
要介護 3	351 単位	479 単位	502 単位	777 単位	796 単位	900 単位
要介護 4	392 単位	533 単位	560 単位	880 単位	901 単位	1023 単位
要介護 5	432 単位	588 単位	617 単位	984 単位	1008 単位	1148 単位

※「2～3 時間未満」の利用に関しては、やむを得ない利用の時に限ります。

○加算

加算項目	利用者負担
入浴介助加算（Ⅰ）	4 0 単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	2 2 単位
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	5 6 単位

口腔機能向上加算（Ⅰ）	150単位
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険給付対象サービス自己負担月額の9.2%

- ① 利用者に提供する食事等に係る費用は別途**700円**を頂きます。
- ② レクリエーション活動を希望され、材料費等が必要な場合は、実費を徴収させていただきますことがあります。
- ③ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス料金の全額をお支払いいただきます。

- ◎ 要支援、要介護の認定を受けた後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払)
- ◎ 居宅介護サービス計画が作成されていない場合も同様の償還払いとなります。
- ◎ 償還払いとなる場合は、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要な事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

7. 利用料金の支払い

利用料金は1か月毎に計算し、請求いたしますので、利用月の翌々月5日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。

ア. 口座から自動引き落としによる支払い（事前に自動引き落としの契約が必要です。）

利用できる金融機関

- ① 山陰合同銀行
- ② 鳥取西部農業協同組合
- ③ 鳥取銀行
- ④ ゆうちょ銀行

イ. 口座振り込みによる支払い（金融機関指定の手数料が必要です）

利用できる金融機関

- ① 山陰合同銀行溝口出張所 普通預金099-2116575
- ② 鳥取西部農業協同組合溝口支所 普通預金441-6019344
- ③ 鳥取銀行溝口出張所 普通預金180-1340171
- ④ ゆうちょ銀行 普通預金15210-9132441

ウ. 現金持参による支払い

伯耆町社会福祉協議会溝口支所（溝口福祉センター）までご持参下さい。

8. 利用の中止、変更、追加等

- ① 利用予定日の前に利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。（この場合は、利用日の前日までに事業者に出してください。）
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取り消し料を頂く場合があります。

(ただし、体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。)

利用予定日の前日までに申し出をされた場合	無 料
利用予定日の当日に申し出をされた場合	昼食代 700 円

- ③ サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ④ 利用される上で、医師等の診断書は必要ありませんが、万一感染が心配される病気になられた場合は、医師等に診断書を求める場合があります。

9. 苦情の受け付けについて

① 苦情の受け付け

当事業所に関する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ◎ 苦情受付窓口（担当者） 片岡 真由美
- ◎ 受付時間 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時
- ◎ 電話番号 63-0666 FAX 63-0660

② 行政機関等その他苦情受付機関

伯耆町役場	所在地 西伯郡伯耆町吉長37-3 電話番号 0859-68-5535 FAX 0859-68-3866 受付時間 午前8時30分～午後5時
南部箕蚊屋広域連合	所在地 西伯郡南部町法勝寺377-1 電話番号 0859-39-6222 FAX 0859-39-6223 受付時間 午前8時30分～午後5時
鳥取県国民健康保険団体連合会 (鳥取県東部総合事務所5階)	所在地 鳥取市立川町6丁目176 電話番号 0857-20-2100 FAX 0857-29-6115 受付時間 午前8時30分～午後5時
南部町役場健康福祉課	所在地 西伯郡南部町倭482 電話番号 0859-66-5524 受付時間 午前8時30分～午後5時

日吉津村役場福祉保健課	所在地 日吉津村大字日吉津 872-15 電話番号 0859-27-5952 受付時間 午前8時30分～午後5時
-------------	--

10. 秘密の保持

- ① 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことはありません。
- ② 従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことはありません。
- ③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合等は、利用者若しくはその家族に、個人の情報を用いる旨の同意をして頂きます。

11. 事故発生時の対応

- ① 当事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、利用者の家族、利用者を担当する居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 当事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

12. 緊急時の対応方法

- ① 利用者の主治医
当事業所は、通所介護の提供を行っているときに、利用者の身体に急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。
- ◎ あらかじめ、次のことについて確認を取らせて頂きます。
① 主治医 ② 所属医療機関 ③ 電話番号
- ② 緊急連絡先
当事業所は、通所介護の提供を行っているときに、利用者の身体に急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。家族等についても同様に連絡します。
- ◎ あらかじめ、緊急連絡先について次のことを確認させて頂きます。
① 氏 名 ② 住 所 ③ 電話番号

13. 虐待の防止について

利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者の選定及び設置
虐待防止担当者 忠田 由美子
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての職員への周知徹底

指定通所介護サービスの契約締結に際して、サービス内容、重要事項の説明を致しました。

西伯郡伯耆町溝口281番地2
社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会
溝口通所介護事業所
会 長 景 山 良 一

説明者 _____ 印